

指定更新のしおり

1 指定更新手続の概要

児童福祉法第21条の5の16により、事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失うと規定されています。

<参考>児童福祉法第21条の5の16第1項

- ① 第二十一条の五の三第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 申請書類受付後から更新決定通知までの流れ

(1)審査

申請書類の審査は世田谷区が行います。

審査のため、必要に応じて現地確認を行いますので、ご協力をお願いします。

(2)指定更新通知書の交付

指定更新決定通知書は指定更新日以降に送付します。

申請書類の審査や補正に時間を要することで送付が遅れることがありますが、その場合においても、引き続き運営していただくことは差支えありません。

<参考>児童福祉法第21条の5の16第2項及び第3項

- ② 前項の更新の申請があった場合において、前項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- ③ 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

3 提出書類

障害児通所支援事業者の指定更新に係る申請書類一式

申請書類1シート目の「提出物チェックリスト」に記載した書類すべてについて提出が必要です。

作成にあたっては、『書類作成上の留意点』をよく読んで作成してください。

なお、提出の際は、提出書類一式の写しを取り、事業所においても保管されるようお願いします。

4 指定更新申請書の提出後から指定更新日までの間に変更が生じた場合

変更届を早急に提出してください。通常の変更の届出と同様、変更内容ごとに添付書類が必要です。

必要書類一式を「変更の届出用」と「指定更新書類の差し替え用」として2部ご用意いただき、ご提出をお願いします。

指定更新日前に人員基準等を満たさなくなった場合には、指定更新ができない可能性がありますのでご留意ください。

5 廃止予定の事業について

廃止予定の事業または更新をしない事業については、事業者指定・指導担当へご連絡ください。

ご連絡の上、廃止届、指定更新申請の取下げ書のご提出が必要です。事業実態がなく、廃止届を提出していない場合も同様です。

なお、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所との多機能事業所の場合、障害福祉サービス事業所の廃止をもって児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所の廃止を行うことはできません。

6 休止中の事業について

休止中の事業所については、人員・設備等の各種基準を満たしていることが確認できないため、指定更新をすることができず、指定有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなります。

指定更新をする場合は、指定有効期間より前に再開届の提出等が必要となりますので、事前に事業者指定・指導担当へご連絡ください。

7 指定更新等に係る様式等の掲載先

※お送りしているメールにも添付しております。

ホーム>目次から探す>福祉・健康>障害のある方>障害福祉サービス等事業者の方向け情報>障害児通所支援事業の指定更新について

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/017/d00184969.html>

8 提出・問合せ

提出は下記の送付先まで郵送してください。

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課 事業者指定・指導担当

TEL:03-5432-2243(直通) / FAX:03-5432-3021

※封筒には、必ず、「障害児通所支援事業所 指定更新書類在中」と明記してください。

また、変更届等、他の書類と同封する場合はクリアファイル等で分けるなどご協力をお願いします。

9 その他(申請書類等が到着した旨の確認)

申請書類等が到着した旨の受付確認を希望する場合は、指定更新申請書の写しと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。当写しに収受印を押印し、返信用封筒で返送します。

なお、当収受印は、更新の申請書が到着したことをお知らせするためだけのものであり、正式な受理や指定更新の決定を意味しているものではありません。

※ 以下、送付ラベルとしてご使用ください。

✂ キリトリ線

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区 障害福祉部

障害保健福祉課 事業者指定・指導担当 宛

<障害児通所支援事業所 指定更新書類在中>